

こどもの権利と和光市こども計画について

【目次】

	ページ
・ こども計画策定までの経緯	2
・ こども計画の法的な位置付けと本市の他計画との関係性	3
・ こども計画の特色	4
・ 基本理念	9
・ 基本目標	10
・ 計画の体系	11
・ 和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携	12
・ 基本方針1～5	13
・ 計画の策定（推進）体制	18
・ （参考）成果指標	19



こども計画策定までの経緯

【これまでの本市の計画】

- 平成27年～令和6年度 「子ども・子育て支援事業計画」により各施策を推進。

『こども・こそだて支援事業計画』って？

保育所等や子ども・子育て支援事業等の利用を希望する市民が確実に利用できるよう、アンケート調査により見込んだ量を整備することをメインとした5か年計画。子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定。

【国の動向】

- 令和5年4月、こども基本法（令和5年4月施行）やこども家庭庁の創設されるとともに、「こども大綱」が策定された他、こどもに関する取組・政策が次々と打ち出された。

『こどもまんなか社会』～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活をおくることができる社会～

- こども基本法で、市町村は都道府県が策定するこども計画を勘案した「こども計画」の策定が努力義務。

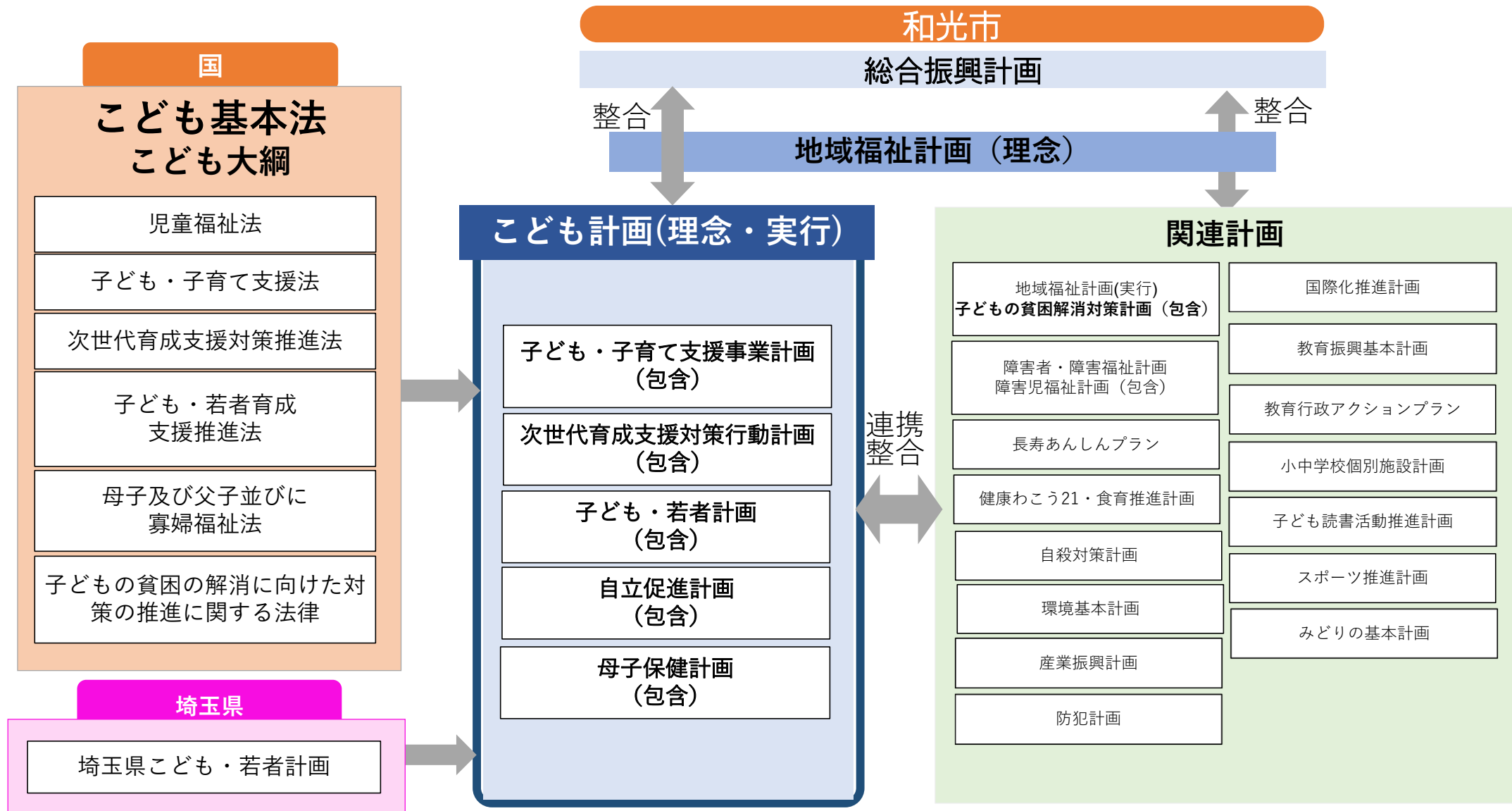
【そこで和光市は・・・】

小中学生向けアンケート等によるこどもたちの意見、子ども・子育て支援会議での議論等から

- こどもはかけがえのない大切な存在！地域社会全体でこどもの幸せを考える市政を展開しよう！
- 「こどもは、権利の主体である一市民」と改めて認識し、
全てのこども・若者が身体的、精神的、社会的に幸せな日常生活を送ることが出来る市を目指そう！

子どもの権利条約の精神に則ったこども基本法、こども大綱、埼玉県こども・若者計画を勘案
こども政策として、より総合的により一層推進するため**「和光市こども計画」**を策定。

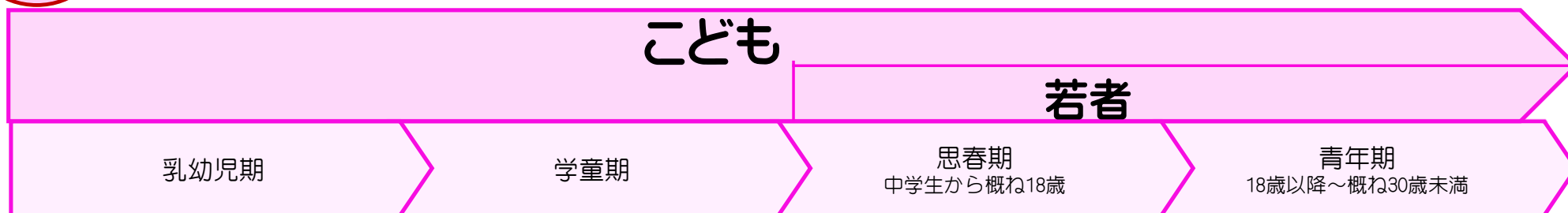
こども計画の法的な位置付けと本市の他計画との関係性



こども計画の特色

特色 1

こども計画の対象は、こども・若者、子育て家庭



- 本市こども計画の対象は、法令に基づく様々なこどもに係る計画を包含・連携することも踏まえ、支援の必要な人において一定の年齢で支援が途切れることなく切れ目ない支援をしていく考え方のもと、心身の発達の過程にある者である「こども」「若者」「子育て家庭」
- 法令の考え方と同様、あえて年齢を表すなら、上記のとおり。表記上、特に、思春期・青年期の全体を明確にしたい場合は、「若者」を適用。その他、呼称や年齢区分は、法令等により様々なことから、固有名詞の他、施策によっては「児童」「生徒」「子供」「青少年」等の用語を併用。

(参考)

- ・ 法令等では、様々な子ども施策に横串をさし、支援が必要な者が年齢によって支援が途切れることがないように、一定の年齢で上限を画しているものではないことを示している。
- ・ 「こども」…こども基本法「心身の発達の過程にある者」、こども大綱注釈「0歳から概ね30歳未満まで」
- ・ 「若者」…こども大綱「思春期から青年期まで」

こども計画の特色

特色 2 「こどもの権利条約」4原則をこども計画の基本的な視点とします

こどもが生まれながらに持っている4つの権利（こどもの人権）を大切にします

差別の禁止

全てのこどもは、どんな理由でも
差別されないこと

こどもの最善の利益

そのこどもにとって最も良いことは何かを
第一に考えること

こどもの意見の尊重

こどもは自分に関することについて、自由に
意見を言うことができ、その意見を傾聴し
大切にすること

生命、生存及び発達 に対する権利

全てのこどもの命が守られ、持っている能力を十
分に伸ばし成長できるように様々な支援を
受けることができること

こどもの権利条約とこども基本法ってなに？

こどもの権利条約

こどもの権利は、「こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）」に書かれています。こどもの権利条約は、世界中どこで生まれても、こどもが生まれながらにもっている権利を定めた条約です。1989年に国連で採択され、日本を含む196の国が守ることを約束しています。

こども基本法

日本国憲法とこどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すために、こどもや若者に関する取り組みを進めていくことを決めた法律です。

こどもの権利条約について考えるときに

ジーン& ケーン

「こどものけんりプロジェクト」
おうえん
応援キャラクター。

こどもたちや、こどもに関わる社会、
世界の様々なテーマを
取材する記者コンビ。



大事なのは「こどもの意見を聴くこと」

意見を言えるんだ。

じゃあ、大人は、全部こどもが言った
とおりにしてくれるのかな。



そういうことじゃなくてー
大人は、こどもの言うことを
よく聴いて、何が
「こどもにとって最もよい」のか、
よく考えてくれるんだって。



大人とちがう意見のとき、
言ってもいいのかな、と思ったこと
あったけど、「自分には意見を言って、
それを考えてもらえる権利がある」
って知ったら、大人に話して
みようかなって思えるね！



意見や気持ちを大人に伝えて、
いっしょに考えられたらいいよね。



こども計画の特色

特色3 こども・若者の意見を計画に反映。結果もフィードバック



こども計画案の策定後

1月～3月

○パブリックコメント

各施設及びWEB受付 提出者38人122件

○こども意見募集

児童館等に意見箱設置 意見56件

○説明会・意見交換会

・住民説明会@総合児童センター等 参加者39人

・こども意見交換会@児童館等 参加者56人

・高校生との意見交換会

南特別支援学校 参加者4人、和光国際高校 参加者6人

こども計画の策定を通じて実施

こどもの未来をつくるアンケート

○わこラボまつり/こどもが行ける場所まつり（こども、親、来場者）

○ドッジボール大会（小学生）

内容：好きな場所は？/どんなときが楽しい？/こどもの人権って知ってる？等

意見や反映部分は、粹や印をつけて見やすく掲載！
今後は、こども計画やこどもの人権等の周知と併せて、
引き続きこどもたちとの意見交換を実施予定

小中学生アンケート調査

対象者：小学4年生・中学1年生（公立）

方法：Web調査 期間：令和6年2月

対象人数：小4/759人・中1/640人

有効回収数/率：小4/561人73.9%・中1/511人79.8%

内容：いごちが良く、安心できる場所はどこ？

さびしいと思うことはある？等の他自由記載

若者アンケート調査（「わこPAY」アンケートより）

対象者：市内に1年以上在住する18歳～20歳

方法：Web調査 期間：令和6年11月

対象人数：1,926人

有効回収数：1,591人

有効回収率：82.6%

調査内容：市の満足度、相談相手等の他自由記載

こどもワークショップ

対象者：市内在住の小学4年生～中学3年生

方法：『こどもまんなか』のまちってどんなまち？を

題材にこどもが望むまちを聴くワークショップ

期間：令和6年8月19日～8月23日

場所：図書館本館/下新倉分館・総合児童センター・館等

参加人数：小学生52人、中学生5人

協力：高校生1人、大学生10人、若者1人、ファシリテーター1人

基本理念

こどもが幸せを感じ 地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光

○ こどもは権利の主体です。こどもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりすることは、こどもや家庭、その周囲だけの問題ではなく、地域社会全体の責任。

日常生活の中で、常にこどもの権利が保障され、すべての市民がこどもとともに地域社会をつくるという文化の創造が必要。

○ 本計画の「こども」は、これまでの「こどもは地域社会において大人から守られる受動的な存在」というだけではなく

「こどもも地域社会の一員として権利をもつ主体」という考え方へ
こどもを権利の主体として認識し、左図のこどもの最善の利益を最優先に考える「こどもまんなか」の社会の実現を目指す。

○ こどもも大人も互いに尊重されに、互いを理解し、ともに成長していける地域社会。それが「こどもまんなか」社会。

○ 本計画は、そのようなこどものあるべき姿を象徴した『こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光』を基本理念に掲げ、すべてのこども・若者、子育て家庭を支えていく。



基本目標

今、こどもが地域に
参加して楽しいと感じる

今、こどもが主体的に
健やかに成長できる

基本目標

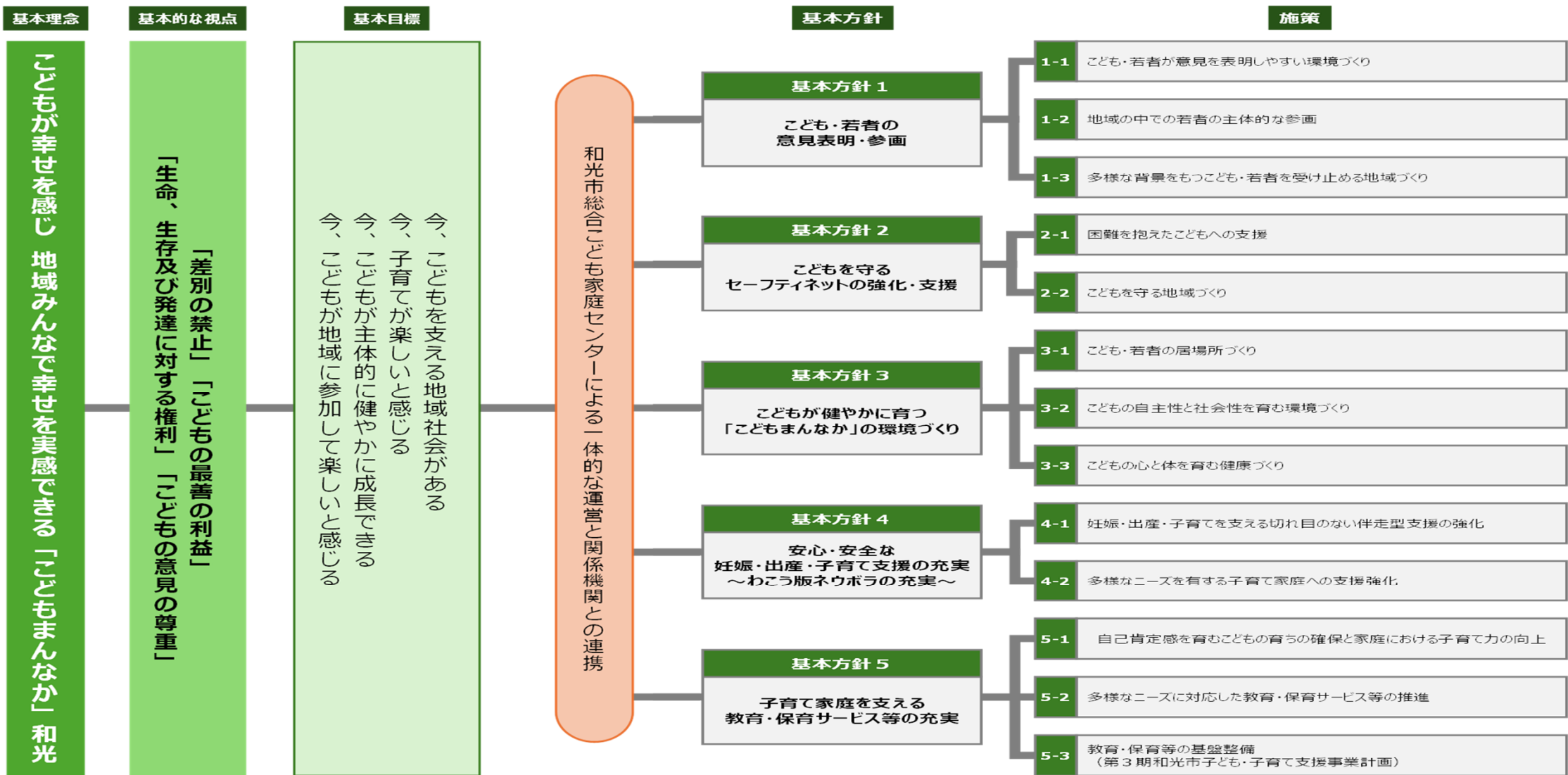
今、子育てが楽しい
と感じる

今、こどもを支える
地域社会がある



「今」への思い。それは、こどもにとって「今」が大切であり
「今」を生活しているから。
こどもにとっての「数年後」は別のステージへ移ってしまう。
だからこそ、こどもの「今」を大切に
ウェルビーイングな状態の積み重ねが目指すべき姿である。

計画の体系



和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携

これまで設置していた児童相談の窓口「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健の機能を一体化、関係機関とも連携する「総合こども家庭センター」を設置し、更にわこう版ネウボラを推進



和光市総合こども家庭センター

ネウボラ課と子ども家庭支援課による一体的な相談支援体制のもと、全ての妊産婦、こども、子育て世帯を対象として、妊娠届から切れ目なく、妊産婦支援、こどもや子育てに関する相談を受けて支援へとつなぐためのマネジメント等を担う

ネウボラ課

(母子の保健の視点でサポート)

- 全ての妊産婦や乳幼児へのアプローチによる予防・早期発見・支援
- 妊娠前からの健康情報の提供
- 乳幼児健診・保健指導
- 不妊・不育症相談支援/未熟児・小児慢性特定疾病児医療費補助
- 情報把握、必要な調査等

子ども家庭支援課

(こどもと家庭を福祉の視点でサポート)

- 様々な機関等で把握した支援が必要なこどもや家庭に対してサポートプランを作成し、連絡調整による支援
- モニタリング等の実施による継続支援
- 対象家庭に適した家庭支援事業の利用勧奨による確実な支援
- 支援サービス等の企画調整

連携機関等

児童相談所

保健所

警察等

教育委員会・学校教育支援センター

庁内関係部署

医療的ケア児等支援協議会等

様々な民間を含む地域資源と連携して支援メニューに繋ぐ

認定こども園・幼稚園・保育園等

各地域の子育て世代包括支援センター

児童発達支援センター等

医療機関

一時預かり

誰でも通園制度

障害児支援

児童センター
児童館

学童クラブ
わこうっこクラブ

子育て広場

フリースクール
等こどもの居場所

こども食堂

産前・産後サポート

家庭支援事業

プレーパーク

※令和9年度から子育て世代包括支援センターの一部は、地域版こども家庭センターへ移行予定

基本方針1 こども・若者の意見表明・参画

こども・若者からの意見

- こどもワークショップみたいな意見が言える場にまた参加したいな(中学生)
- もっと、若者に対する意見を聴いてほしい(大学生)
- 若者が参加できる場や選挙の日程などをもっと広く宣伝してほしい(大学生)
- こどもだってつらいことがあるので、いつでも相談できる場所がほしい(小学生)
- 若者向けのイベントを開催してほしい(高校生)
- 若者を巻き込んだ地域活動でまちを活性化してほしい(大学生)

そこで

権利をもつこども・若者の意見を尊重し、主体的に社会参画できるよう3本の施策で推進

基本施策1-1 こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり

- ・こども・若者が安心して意見の表明ができる場や機会を創出
- ・意見を市政に反映し、結果をこども・若者へ分かりやすくフィードバック
- ・こども・若者の意見を聞き、こども・若者と一緒に社会をつくるという文化を醸成

(主な取組の例) こども・若者部会、こどもワークショップ等

基本施策1-2 地域の中での若者の主体的な参画

- ・市の合議体においてこども・若者を登用できる仕組みをつくり、地域への参加意欲がある若者を後押しする場や機会を充実
- ・若者と社会をつなぐ取組、地域の活動団体等と連携して若者が自分らしく主体的に地域と関わることをできる仕組みの創出
- ・若者に向けた市の施策や文化、イベント情報等をより効果的な手法で発信
- ・こども・若者の社会進出のための様々な学びの機会や相談等の支援を充実

(主な取組の例) 成人式企画、福祉教育実践、こども・若者に向けた広報等

基本施策1-3 多様な背景をもつこども・若者を受け止める地域づくり

- ・こども・若者が抱える悩みに、身近な地域が気づき、サポートにつなげられる地域ネットワークづくりの取組。相談・支援体制の整備
- ・ひとり親家庭等のこどもが経済的状況に左右されない学習機会の提供
- ・こどもが進学等の将来をイメージして進路選択ができる環境づくり

(主な取組の例) 総合こども家庭センター、教育支援センター等による相談、学習支援等

基本方針2 こどもを守るセーフティーネットの強化・支援

こども・若者・子育て当事者からの意見

そこで

- いじめの問題に、もっと取り組んでほしい(中学生)
- こどもだってつらいことがあるので、いつでも相談できる場所がほしい(小学生)
- 歩道の整備が不十分な箇所があるため、こどもの安全のためにも改善していただきたい(保護者)
- 歩道が狭かったり、でこぼこした道でベビーカーが通りづらい道があるので改善してほしい(妊婦)
- みんなが手をつないで仲良く暮らせるまちになるといいな(小学生)
- 和光市の歩道の幅をもう少し広くしてほしい(中学生・高校生・大学生)
- 歩道が狭かったり、でこぼこした道でベビーカーが通りづらい道があるので改善してほしい(妊婦)
- こどもや子育て家庭にとって安心して暮らせるまちづくりをしてほしい(保護者)

将来を担う全てのこども・若者の権利を保護し、安全安心を感じられるまちづくりへ2本の施策で推進

基本施策2-1 困難を抱えたこどもへの支援

- ・いじめや引きこもり、不登校、虐待、ヤングケアラー、こどもの貧困など、こどもがおかれる困難な状況を早期に把握し、学校や地域と連携したネットワークによる個々の困難に応じた適切な支援
 - ・こどもが抱える様々な事情に関わらず、全てのこどもの権利保障の周知、啓発
 - ・生活困難を抱えるこども自身がこどもの権利を認識し、安心して過ごせる支援
 - ・支援につながっていないこども・若者へはアウトリーチ型支援
- (主な取組の例) いじめ問題対策連絡協議会、自殺防止対策、ヤングケアラー支援等

基本施策2-2 こどもを守る地域づくり

- ・防犯体制の強化や地域防災対策の充実等を図り、警察や市民団体等の関係機関や地域と協働し、地域社会全体でこどもを守り、育てる意識啓発や環境整備を推進
- ・学校と地域がこれまで以上に連携し、こどもが地域の中で見守られ成長していけるような地域づくり
- ・安全で安心して通行できるように市道を整備するとともに、交通安全施設を整備して交通事故を防止
- ・異常気象や大規模災害などの災害時においても、こどもの権利が保障された「こどもの居場所」が確保され、家庭や学校における日常的ケアに加え、地域と連携したこどもの未来や挑戦を支える環境づくりを提供
- ・災害時においても、障害のあるこどもや医療的ケアを必要としたこどもに配慮した支援

(主な取組の例) 防犯マップ作成、安全通行できる市道の維持管理と整備、教育・保育施設等の適切な施設管理地区社会福祉協議会等

基本方針3 こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり

こども・若者・子育て当事者からの意見

- なんでもいいので、無料でいられて、フリーWi-Fiとコンセントがあって、勉強ができる場所がほしい(高校生・大学生)
- ボールを使える公園を増やして(小学生)
- スケートボードパークをつくって(高校生・大学生)
- 遊具がたくさんあって、疲れたら休憩できる場所もあって、夏は水遊びができる、そんな場所があるといいな(小学生)
- 図書館の自習スペースを若者が使いやすいように広げてほしい(高校生)
- 地域の方と交流する機会がもっとあれば、ぜひ参加してみたい(保護者)

そこで

こどもだけでなく若者の居場所も確保するなど「こどもまんなか社会」に向けて3本の施策で推進

基本施策3-1 こども・若者の居場所づくり

- ・こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こども・若者とともに考案する居場所づくり
- ・こどもの居場所の担い手である市民活動団体の役割と自主性を尊重した協働による市民活動団体への後方支援
- ・こども・若者の成長に応じて選択ができる各種事業・施設における質の充実 (主な取組の例) 公民館等公共施設における学習スペースの確保等

基本施策3-2 こどもの自主性と社会性を育む環境づくり

- ・こどもたちが身近な場所で多様な体験ができるよう、図書館、公民館、児童館等で体験活動や学習機会の提供
- ・親子や多世代で参加できるスポーツイベントの実施や、スポーツに参加できる機会の充実
- ・こどもの権利を学ぶ機会の提供、地域等における体験活動や学習機会の充実 (主な取組の例) プレーパーク、夏休みジャブジャブ大会、職業体験、青少年健全育成事業、人権教室等

基本施策3-3 こどもの心と体を育む健康づくり

- ・思春期の世代が自分の体や性の悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利の知識の普及啓発(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)
- ・心と体と健康の正しい知識を持ち、自分を主体的に守ることができる健康づくりの推進、自殺防止対策の取組 (主な取組の例) プレコンセプションケア等
- ・こどもや保護者に対して「食」への関心・理解を深める事業によるこどもの将来につながる健康の基礎づくりの取組

基本方針4 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進 ～わこう版ネウボラの充実～

子育て当事者からの意見

- 産院が少ないため母親の出産後を医療的な面で相談できる先がない(保護者)
- インターネットやSNSで情報があふれていて正しい情報が分からなく困っている(妊婦)
- プレパパママ学級などオンライン予約にしていきたい(妊婦)
- 障害のあるこどもに優しい支援やサービスを充実させてほしい(保護者)
- 保活など気軽に相談できるコミュニティがあればいいと思う(妊婦)
- 子育てなど直ぐ相談できる窓口を増やしてほしい(保護者)
- 親が体調不良のときに、預けられる場所があると助かる(保護者)

そこで

総合的な伴走型相談支援、配慮が必要なこどものいる家庭への支援の充実など2本の施策で推進

基本施策4-1 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化

- ・妊娠・出産・子育て等に関する切れ目のない伴走型支援を行い、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう「わこう版ネウボラ」をさらに拡充
令和9年度には、子育て世代包括支援センターの一部を母子保健と児童福祉の機能を併せ持つ「(仮称)地域こども家庭センター」に移行
- ・妊娠期から子育て期までの全ての保護者が、いつでもどこでも気軽に情報を得ることができるデジタル化・オンライン化の環境を整え、必要な支援が必要な人に届くようブッシュ型子育て情報の提供
- ・各種申請手続きや相談支援をオンライン化など利便性を向上

(主な取組の例) 総合こども家庭センター等による相談支援、ホームスタート、地域子育て支援拠点事業等

基本施策4-2 多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化

- ・和光市総合こども家庭センターにおける一体的な運営と関係機関等と連携による包括的な相談支援体制の強化
- ・離婚前後のひとり親家庭に対して、自立支援につながる相談支援体制の充実
- ・医療的ケアが必要なこども及びその家庭に対するオンラインを活用した相談支援やアウトリーチ型の支援の充実
- ・多言語化、やさしい日本語化による情報提供など、外国に繋がりのある家庭への環境づくりの推進

(主な取組の例) ひとり親家庭等への支援、医療的ケア児等推進協議会、児童発達支援センターを中核とした支援体制、多言語表記の推進等

基本方針5 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実

子育て当事者からの意見

- 男性の育児に対する当事者意識を持たせるような場が必要だと感じる(保護者)
- 病児保育のような施設を駅前につくってほしい(保護者)
- いろいろな手続き等が全てオンラインでできるようにしてほしい(保護者)

そこで

多様な働き方に対応する教育・保育サービス等の提供、配偶者やパートナーと共に子育てする機運の醸成等、共働き家庭の両立を支えるなど3本の施策で推進

基本施策5-1 自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上

- ・教育・保育等の現場の質の維持・向上とともに、子育てに悩む家庭へこどもの育ちやこどもとの関わり方など家庭での育児に関する助言
- ・父親の子育て意識の早期醸成と、母親も父親も一緒に子育てを楽しむ子育て力の向上
- ・民間保育施設等に対する指導検査の実施による保育の質の向上 (主な取組の例) 親子交流事業、乳児等通園支援事業、保育士等に対する研修等

基本施策5-2 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

- ・利便性を加味し、和光市駅周辺に病児・病後児の保育の枠の拡充、みなみ保育園(公設保育園)における医療的ケアが必要なこどもの受け入れ
- ・いつでもどこでも情報が入手できるSNS等を活用した情報発信を行うとともに、教育・保育サービス等の申込手続きのオンライン化の推進
- ・看護師等の担い手の確保、研修、医療的ケア児等支援協議会等を通じた関係機関との連携等、医療的ケア児等への支援の充実

(主な取組の例) 幼稚園、保育施設等における預かり保育、障害のあるこども等の保育、手続きのオンライン化・情報のデジタル化等

基本施策5-3 教育・保育等の基盤整備(第3期和光市子ども・子育て支援事業計画)

- ・(令和6年10月1日現在の整備状況) 保育園18園、認定こども園4園、幼稚園2園、小規模保育事業所24か所、事業所内保育事業所1か所
- ・従来発生していた0~2歳児の待機児童数は、これまでの基盤整備、出生数の低下、コロナ禍による影響等により減少。
- ・計画期間における就学前児童人口の推計は、大規模な住宅整備等により、0~2歳人口の一時的な増加が見込まれるが、全体的には横ばいから緩やかな減少傾向で推移する見込み。そのため、新たな施設整備は行わず、教育・保育施設等の定員調整により、提供体制を整備する予定。

計画の策定(推進)体制

【計画の策定体制】

審議機関である「和光市子ども・子育て支援会議」で審議。計画策定の諮問後、書面開催を含め合計6回の会議により熟議。パブリックコメント等による意見反映を報告し、議論を終結。令和7年3月27日に子ども・子育て支援会議から市長へ子ども計画を答申。なお、庁内連絡会議も11月に開催した。

【令和7年度からの推進体制】

これまで17人体制の審議会であったが、こどもの意見を尊重した施策を展開するため、令和7年度からは、新たに高校生以上の子ども・若者、地域福祉の仕事を行っている者、こどもの権利擁護に関する知識経験がある者の3名を増員。20人体制により各施策事業の進捗状況や実績から評価を行う等、本市子ども政策を審議していく。

更に部会にも「子ども・若者部会」を新設。子ども・若者が、意見を発言し、新たな施策等の検討や本計画の評価も行うなど、子ども・若者が市政に参画できる仕組みを構築。

次期計画期間に合わせて子ども・若者及び子育て世代に対するアンケート調査や子どもワークショップを行い、調査結果、成果指標に対する結果の分析に基づき、事業の見直し等を実施します。

子ども・子育て支援会議による「子ども計画」推進体制

【本会議】子ども・子育て支援会議

✓計画策定・協議 ✓法令等に規定されている事務 ✓連携・情報共有 ✓計画評価 ✓周知啓発等



【部会】子ども・若者部会（こどもの権利や福祉の向上を目的としたこどもの意見聴取、子ども施策の検討及び評価）

【部会】支給認定審査部会（教育・保育給付認定、施設等利用給付認定）

【部会】基準検討部会（特定教育・保育施設の運営に関する基準、子ども・子育て支援制度における基準の検討）

【部会】保育料検討部会（利用者負担額その他市が定める子ども・子育て支援制度における利用者負担の検討）

【部会】施設認可部会（家庭的保育事業所その他子ども・子育て支援制度における事業を行う施設への認可、確認及び指導）

【庁内】子ども計画庁内連絡会議

子どもあんしん部・福祉部・健康部・教育委員会事務局
企画部・総務部・市民環境部・都市整備部・危機管理室・上下水道部・議会事務局・選挙管理委員会事務局

子どもあんしん部
本会議・部会・連絡会議（事務局：子ども家庭支援課等）



(参考)成果指標

こども計画は、以下の成果指標を設定して評価します。

	成果指標	目標値	目指す姿
基本方針1	和光市がこども・若者の意見を聴いて実施した事業数	中間見直しで設定	こども・若者とともに考え、市の事業を推進している。
	まわりの人から認められていると回答する小中学生の割合	小4:85.0% 中1:85.0%	こどもが、日頃から自分の意見が尊重されていると感じている。
	和光市の事業や地域活動等に参加している若者の割合	中間見直しで設定	若者が、地域活動に力を発揮している。
	将来の夢や目標を持っていると回答する小中学生の割合	小4:90.0% 中1:85.0%	こどもが、将来に向かって夢や希望を持っていると感じている。
	自分にはよいところがあると回答する小中学生の割合	小4:85.0% 中1:80.0%	こどもが自身のよいところを知っている。
基本方針2	和光市はくらしやすいと回答する小中学生の割合	小4:98.0% 中1:98.0%	こどもが、安心して暮らすことができている。
	悩みを相談できる人がいないと回答する小中学生の割合	小4:10.0% 中1:16.0%	こどもが、悩みを相談できる人がいると感じている。
	悩みを相談できる人がいないと回答する若者の割合	5.0%	若者が、悩みを相談できる人がいると感じている。
	学校等とのヤングケアラーについて情報共有会議を開催した回数	12回	ヤングケアラーを早期に把握する体制が整っている。

	成果指標	目標値	目指す姿
基本方針3	いごちがいい、安心できる、ここにいたいという場所があると回答する小中学生の割合	小4:100.0% 中1:100.0%	こどもが、心から安心して居られる場所があると感じている。
	自宅以外でいごちがいい場所があると回答する若者の割合	90.0%	若者が、自宅以外で安心して居られる場所があると感じている。
	今の生活が楽しいと回答する小中学生の割合	小4:95.0% 中1:95.0%	こどもが、今の生活を楽しんでいる。
	今の生活が楽しいと回答する若者の割合	100.0%	若者が、今の生活を楽しんでいる。
	児童センター・児童館を利用する中高生の数	19,000人	児童センター・児童館が中高生の居場所の一つとなっている。
基本方針4	子育てを楽しんでいると感じることの方が多いと回答する保護者の割合	75.0%	保護者が子育てを楽しんでいる。
	子育てについて相談できる人や場所があると回答する保護者の割合	90.0%	保護者が、安心して子育てについて相談できる人や場所があると感じている。
	和光市は子育てしやすいところだと回答する保護者の割合	50.0%	保護者が安心して子育てができている。
	乳幼児健康診査の未受診率	2.2%	こどもが健やかに成長できている。
基本方針5	和光市は子育てしやすいところだと回答する保護者の割合（再掲）	50.0%	保護者が安心して子育てができている。
	民間保育施設等における1施設あたりの平均指摘件数	2.0件	保育現場において、保育の質の維持・向上が図れている。
	園生活において、こどもが大切にされていると回答する保護者の割合	90.0%	保育現場において、保育の質の維持・向上が図れている。